

28北経第1号
平成28年1月21日

北名古屋市行政改革推進委員会
会長 岩崎 恭典 様

北名古屋市長 長瀬 保



北名古屋市人口ビジョン（案）及び北名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について（諮問）

北名古屋市行政改革推進委員会条例（平成18年北名古屋市条例第165号）第2条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会に諮問します。

記

1 諮問事項

北名古屋市人口ビジョン（案）及び北名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について

2 諮問趣旨

まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定の北名古屋市人口ビジョン（案）及び北名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について、貴委員会の意見を求めるため諮問するものである。

3 諮問理由

別添のとおり

諮 問 理 由

現在、日本が直面している人口減少・超高齢化という大きな課題に対し、国は、平成26年12月、少子高齢化社会の進展に的確に対応し、人口減少社会に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的とする「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、さらに、法に基づく「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服に向けて、まち・ひと・しごとの好循環を確立するために取り組むべき事項が示されました。

北名古屋市においては、市制施行後、人口が増加しているものの、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、平成32年をピークに緩やかに減少に転じ、少子高齢化が進展することが予想されているため、人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化、さらには将来にわたって安全・安心で豊かに暮らすことのできる地域づくりなどが求められています。また、平成20年4月に、平成20年度から平成29年度までを計画期間とする「北名古屋市総合計画」を策定し、将来都市像「健康快適都市～誰もが安全・安心に暮らせるまち～」の実現に向けて取り組んでおり、同計画の重点プロジェクトの一つに掲げている「居住地として選択される都市づくり」に示された方向性を、「地方創生」の趣旨に沿ってより強化していくことが必要となっています。

北名古屋市は、名古屋市の都心部から10km圏内に位置し、広域交通の利便性に優れていながらも豊かな自然、歴史、伝統、文化などの財産が豊富に蓄積されています。これらの地域資源を有効に活用するとともに、地域の特性に即した地方創生への取組を効果的に展開していくことの重要性に鑑み、市民をはじめ、幅広い分野により構成される貴委員会において、「北名古屋市人口ビジョン（案）」及び「北名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」の策定について諮問します。